

その計画の位置を表示した図面は、愛媛県庁及び三島土木事務所並びに伊予三島市役所に備えつけて供覧する。

昭和三十六年三月二十二日

愛媛県知事 久松定武

1. 単独施設

一 保護計画
 特別地域 伊予三島市中之庄町、金砂町小川山、同町平野山、富郷町寒川山、同町豊坂及び同町津根山のそれぞれ一部

二 利用計画

番号	施設か所	施設の種類	位	置	工種
12	松野	野営場	〃	松野地内	〃
11	龍が淵	〃	〃	龍が淵附近	新
10	辰が獄対岸	休憩所	〃	大字津根山辰が獄附近	〃
9	豊坂	宿舎	〃	大字豊坂豊坂地内	改
8	下長瀬	野営場	〃	富郷町大字寒川山下長瀬地内	〃
7	平野橋右岸	舟遊施設	〃	平野地内	〃
6	平野山	休憩所	〃	大字平野山地蔵ヶ獄対岸	〃
5	常の山	苑地	〃	大字小川山上小川地内	〃
4	柳瀬	舟遊施設	〃	〃	新
3	ダムサイト右岸	宿舎	〃	大字小川山柳瀬地内	改
2	翠波峠	野営場	〃	翠波峠一帯	〃
1	翠波峯	苑地	伊予三島市金砂町翠波山頂一帯		新

14	13
常の山	平野橋右岸 附近
宿舎	駐車場
"	"
金砂町大字平野山平野地内 大字小川山上小川地内	
"	"

2 道 路

1	1	番号	路 線 名	起 点	終 点	工 種
歩道	車道		翠波登山線	伊予三島市中之庄公園界	伊予三島市富郷町大字津根山	改
				伊予三島市金砂町大字小川山折坂地内	伊予三島市金砂町大字小川山公園界	"

3 航 路

1	番号	航 路 名	区 間	摘 要
		金砂湖巡遊船	伊予三島市金砂町大字平野山平野地内	

4 簡易施設

門柱、標識、案内板、指導標、野外卓、腰掛、便所等の簡易施設は区域内の要点に利用価値を考慮して、適宜配置するものとする。

○愛媛県告示第二百二十二号

愛媛県立自然公園条例（昭和三十三年愛媛県条例第五十号）第十二条第一項の規定により、金砂湖県立自然公園の区域内に

次のとおり特別地域を指定する。
その地域を表示した図面は、愛媛県庁及び三島土木事務所並びに伊予三島市役所に備えつけて供覧する。
昭和三十六年三月二十二日

愛媛県知事 久松定武
伊予三島市中之庄町、金砂町小川山、同町平野山、富郷町寒川山、同町豊坂、及び同町津根山のそれぞれ一部